

令和 2 年度

業 務 名：令和 2 年度臨港道路交通量調査業務委託

業務地名：那覇港全域

工 期：契約日の翌日から令和 3 年 3 月 29 日まで

## 特 記 仕 様 書

### 第 1 条 (本業務の目的)

本業務は、臨港道路港湾 1 号線交差点改良工事に伴う交通量の変化を把握するため、主要交差点において交通量調査を実施するものである。

### 第 2 条 (共通仕様書の適用)

本業務に当たっては、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

(以下、共通仕様という。)

### 第 3 条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特記仕様書 (甲)

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		4	一般事項	1	本業務は、本特記仕様書に基づくものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書及びその他の参考図書に準じて行わなければならない。 本業務は、本特記仕様書を優先し、共通仕様書、その他の参考図書の順とする。
		5	瑕疵について	2	受託者は、本特記仕様書に明記されていない事項、又は疑義等が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。  業務中及び業務完了後において受託者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、業務修正及びそれに伴う費用を負担しなければならない。 また、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに公表、貸与、使用をしてはならない。
		6	管理技術者の資格要件について	1	管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか、下記も満たす者とする。
		7	管理技術者の直接的雇用関係について	1	交通量調査業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。  管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		8	成果物の提出について	2	<p>「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。</p> <p>本業務における成果物は、「電子媒体（CD-R）」と「紙」によるものとする。</p> <p>電子媒体（CD-R）には、報告書、図面、写真、測定データ等全ての最終成果（以下「成果品」という。）を、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データを保存する。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p> <p>①業務報告書（A4版） 2部                  ②電子成果品 1部                  ③その他、発注者が必要とするもの</p>
		9	配置技術者の確認について	1	<p>受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>
				2	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者であること。                  ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者。</p>
				3	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p>
				4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p>
		10	その他		<p>本業務を遂行することにより知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。</p>

# 業務概要書

業務名 令和2年度臨港道路交通量調査業務委託

業務場所 那覇港全域

業務期間 契約日の翌日から令和3年3月29日まで

業務目的 本業務では、臨港道路港湾1号線交差点改良工事に伴う交通量の変化を把握するため、交差点改良後の交通量変化が予測される主要交差点(曙交差点、なうら橋交差点、給油所前交差点)において交通量調査を実施するものである。

## 業務内容

### (1) 計画準備

第1回打合せに先立ち、業務全般を見通し、調査の要点を整理し、業務計画書を作成する。

### (2) 交通量調査

調査対象は曙交差点・なうら橋交差点・給油所前交差点の3箇所とし、方向別交通量、渋滞長、信号現示について調査する。

調査は交差点改良前後の平日と休日においてそれぞれ実施し、調査時間は7:00から19:00までの12時間とする。(計4回実施) なお、交差点改良工事完了時期は令和3年2月下旬頃を予定しており、各調査の実施日時については発注者と協議のうえ決定するものとする。

### (3) 報告書の作成

業務の成果として、設計業務等共通仕様書第1210条及び業務の成果に準じて報告書を作成する。なお、報告書の作成に当たっては、交差点改良前後の交通量データを比較し、その結果に対する考察を加えるものとする。

### (4) 打合せ協議

任務の円滑な遂行のために、業務着手時・業務完了時及び主要な区切りにおいて、打合せ協議を行うものとする。なお、業務の打合せは3回とし、第1回及び成果品納品時には、管理技術者が同席するものとする。